

各県立高等学校長 様
各県立中等教育学校長 様

教 育 長

令和5年5月8日以降の県立高等学校等の教育活動等について（通知）

このことについて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することに伴い、別添のとおり令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知5文科初第345号「学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行について」及び同5文科初第347号「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について」により、学校における今後の感染症対策に係る留意事項等及び改定された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」が示されました。また、令和5年4月28日付けで文部科学省初等中等教育局教育課程課から「新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後の学校教育活動について」により、教育活動に係る留意点が示されました。

本県では、令和5年4月27日開催の新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部会議において、令和5年5月7日をもって「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」及び「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」を廃止することとされ、感染症対策の実施については個人の判断としつつも、引き続き、三密の回避、手洗い等の手指衛生及び換気等の基本的な感染防止対策を推奨し、マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重するが条件により着用を推奨するとされています。

については、令和5年5月7日をもって「県立高等学校及び県立中等教育学校における保健管理等に関するガイドライン」を廃止するとともに、令和5年5月8日以降の教育活動等について、次のように対応することとしましたので、各学校においては、引き続き基本的な感染症対策を講じながら、通常の実施活動を実施するようお願いいたします。

なお、今後は、コロナ禍を通じて再認識された学校の役割も踏まえ、これまで制限されてきた学校教育活動のうち生徒の資質・能力の育成に真に必要なものを回復させ、積極的に実施するとともに、ICT環境を積極的に活用し、デジタル技術の良さを生かした多様な教育実践の工夫を取り入れるなど、各学校における教育活動の充実に一層取り組むようお願いいたします。

各学校においては、基本的な感染症対策を講じながら、通常の実施活動を実施する。

ア 基本的な考え方

- 学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくため、時々の感染状況に応じた感染症対策を講じていくことが重要。

- 感染状況が落ち着いている平時においても、生徒の健康状態の把握や適切な換気の確保、手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導等を行う。
- 地域や学校において感染が流行している場合には、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するとともに、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、生徒の学びを保障する。

イ 基本的な対応

- 教室、職員室、部活動の活動場所等（機械換気が実施されている場合を除き）においては、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- 生徒、教職員のいずれにも、教育活動の実施に当たり、マスクの着用を求めないこととする。
- 次の場面においては、生徒、教職員のいずれにもマスクの着用を推奨する。
 - ・ 登下校時（通勤ラッシュ時）に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・ 校外学習等において医療機関や高齢者施設を訪問する場合
- 感染不安があるなど、様々な事情により、マスクの着用を希望する生徒等がいることから、生徒にマスクの着脱のいずれも強いることのないようにする。
- マスクの着用の有無による差別や偏見等がないよう、生徒に対して適切に指導する。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。

【教育活動等に係る具体的な対応】

1 感染症対策について

教育活動の実施に当たっては、別紙「新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行に伴う衛生管理に関する留意点」に基づき、適切に対応すること。

2 令和5年5月8日以降の学習活動及び生徒の主体的な活動について

- 1人1台端末やデジタル技術、クラウド環境を十分に活用し、より一層優れた学びの姿を実現する取組を取り入れながら、生徒一人ひとりの学習進度や興味・関心に応じたきめ細かな学習や、多様な意見を共有しながら考えを深める学習といった「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に取り組むこと。

（参考）特設サイト「1人1台端末の活用について」

<https://sites.google.com/gl.pen-kanagawa.ed.jp/r04jirei>

- 学校教育は、生徒同士や教師と生徒の関わり合い等を基盤として実施されるものであり、生徒が多様な他者と交わる活動や多様な体験活動を通じて、人間関係の形成や社会性を涵養し、全人的な成長の機会を充実させることが重要であり、また、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、家庭や地域、関係団体等と連携協力を図りながら教育活動を展開することが大切であることに留意すること。

(参考) 「県立高校生学習活動コンソーシアムの取組」

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/koukou-conso/>

- 地域や学校において感染が流行している場合は、感染リスクが比較的高い学習活動*の実施に当たっては、一時的に次の措置を講じること。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控える。
 - ・生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保する。

※ 感染リスクが比較的高い主な学習活動

【各教科等共通】

- ・生徒が対面形式となるグループワーク等
- ・一斉に大きな声で話す活動

【理科】 「生徒がグループで行う実験や観察」

【音楽】 「生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

【美術・工芸】 「生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

【家庭】 「生徒がグループで行う調理実習」

【体育】 「組み合ったり接触したりする運動」

- 地域や学校において感染が流行している場合に、基礎疾患等があるなど重症化リスクが高い生徒や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった生徒については、授業等への参加を強制せずに生徒や保護者の意向を尊重すること。

3 学校行事について

- これまで制限されてきた学校における様々な活動の再開を検討することとし、その再開に当たっては、単にコロナ禍以前の姿に戻るのではなく、それぞれの教育的意義等を改めて捉えなおした上で、生徒の資質・能力の育成に真に必要な活動を中心にその在り方を検討すること。
- 地域や学校において感染が流行している場合における学校行事の実施に当たっては、一時的に次の措置を講じるとともに、生徒や保護者等の理解・協力が得られるよう、丁寧な説明・情報発信を行うこと。
 - ・「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
 - ・生徒の間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
 - ・参加者への手洗いや咳エチケットを推奨すること
 - ・アルコール消毒薬の設置などを検討すること
 - ・儀式的行事等においては、可能な範囲で間隔を空けるなど、触れ合わない程度の距離を確保すること
 - ・対面とオンラインとのハイブリッド方式など開催方法を工夫すること

4 やむを得ず学校に登校できない生徒への配慮について

- 感染状況に応じて機動的に講ずべき措置として、合理的な理由により、感染不安で休ませたいと相談のあった者については、校長の判断により、「非常変災等

生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことが可能であること。

- 臨時休業又は出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒に対しては、学習に著しい遅れが生じることがないように、教室で行う授業を、ICTを活用して同時双方向で配信し、家庭でも授業を受けることができるようにするなど、当該生徒の学びの保障に取り組むこと。また、規則正しい生活習慣を維持し、学校と生徒との関係を継続するためにも、オンラインを活用すること。
- やむを得ず学校に登校できない生徒に対して行う学習指導については、
 - ① 教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること
 - ② 教師が生徒の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であることが必要であり、該当生徒の学習状況及び成果を確認した結果、十分な内容の定着が見られ、再度指導する必要がないと校長が判断したときには、当該内容を学校における対面指導で再度取り扱わないことができる。
- やむを得ず学校に登校できない生徒について、次の方法によるオンラインを活用した学習指導を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について、学年ごとに記載すること。
 - ① 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
 - ② 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して行う学習指導（オンデマンド型の授業動画を併用する学習指導を含む）※ 質疑応答や意見交換については、チャット機能等を活用するものも含む

5 心のケアや差別、偏見、いじめ等の防止について

- 心のケアについては、生徒の変化等を注意深く観察し状況把握に努め、教職員間で情報共有するとともに、組織的な対応を行うこと。また、感染やマスク着用の有無等による、差別・偏見・いじめ・誹謗中傷の防止に向けた取組、指導を引き続き徹底すること。
- 学校現場で感染症対策や心のケア等を支える教職員の精神面の負担を考慮し、各学校の管理職は教職員のメンタルヘルスにも十分配慮すること。

問合せ先

【通知全般に関することについて】

高校教育課教育課程指導グループ 坂本、石塚 電話(045)210-8260 (直通)

【保健管理等に関することについて】

保健体育課保健安全グループ 藤澤、菅沼 電話(045)210-8311 (直通)

【生徒の心のケアに関することについて】

学校支援課県立学校生徒指導グループ 志澤、石井 電話(045)210-8295 (直通)

【教職員のメンタルヘルスに関することについて】

厚生課健康福利グループ 金谷・杉山 (保健師)、三井 電話(045)210-8172 (直通)